

平成 27 年 5 月 26 日

国立大学法人熊本大学長

原 田 信 志 殿

監事 三浦 昭

監事 立石 和裕

平成 26 年度 監事監査報告書

監事監査規則、監事監査マニュアル及び平成 26 年度熊本大学監事監査計画に則り実施しました監事監査及びその結果について報告します。

監査は、幹部役職員等との面談による現況把握、重要な会議への出席、重要な回付文書の閲覧等を通じて行いました。

監査対象とした組織、業務等は熊本大学の活動全てを網羅したわけではありませんが、監査の結果、学長のリーダーシップのもとで業務の適性かつ合理的な運営が図られていることが確認できました。

なお、監査を通じて把握された主な事実に加えて、今後の熊本大学の発展にとって検討の余地があると認められた点につきましては、今後の経営改善に役立てられますことを期待します。

I. 監事監査計画

1. 監査の基本方針と目的

国立大学法人熊本大学監事監査規則及び国立大学法人熊本大学監事監査実施マニュアルの定めるところにより、熊本大学が掲げる理念・目標を達成する観点から、熊本大学における、適正かつ効果的、効率的、経済的な業務運営に資するために、監査室と連携して監事監査を実施する。

2. 監査の視点

監査は、業務の執行状況の評価に際して、内部統制の重要性を考慮し、内部統制の基本要素を踏まえ、以下の視点で実施する。

- (1) 学長及び理事の統制環境に対する認識は適切か
- (2) 業績測定のための尺度が適切に設定されているか
- (3) 目標・計画達成の障害となるリスクを適切に識別・評価し、対応しているか
- (4) リスクへの対応が十分でない場合の原因分析等が適切に行われているか
- (5) 日常的モニタリングが業務活動に適切に組み込まれているか
- (6) モニタリングの結果を各種の計画に反映させているか、また、予算及び人事等に対しても反映の計画が立てられているか

3. 監査の方法

下記の方法により監査を実施する。

- (1) 役員会、その他重要な会議への出席
- (2) 重要な決裁書類(文書)の閲覧
- (3) 月次試算表の閲覧及び意見の聴取
- (4) 理事等からの業務執行に関する報告の聴取
- (5) 部局等の長及び担当者から担当業務に関する報告の聴取
- (6) 事務組織の各担当部長等から担当業務に関する報告の聴取
- (7) 監査の視点に基づき、書面監査、実地監査及びその他の適当な方法による監査の実施
- (8) 外部監査機関から受けた監査等報告の聴取

II. 定期監査結果

1. 中期計画・年度計画

第二期中期目標・中期計画に基づいて、平成 26 年度計画は、目標 37 項目、計画 93 件の構成にて策定されている。計画毎に対応番号が付され、【総括理事】－【担当理事等】－【担当部署等】の階層による管理体制が明示されている。総務ユニットが進捗管理（PDCA サイクル）に関する事務を担当し、関係部署への照会、管理台帳及び管理シートに基づく進捗状況の確認、関係部署との協働によるフォローアップ作業が適切に遂行されている。

進捗状況に関する中間報告書が、「良好な取組」「課題の認識」などのメリハリのある説明文書とともに、大学執行部の重要会議に提出され、幹部間での活発な討議を経て具体的対応策が方向付けられている。特に、フォローアップにおいては、5W1H 的観点から、具体的活動・成果及び改善方策などを記述すべき旨の指摘が活用されており、抽象的な総括表現による報告を抑止することに努めている。

結果重視の方針が実務的に徹底化されていることは、大学の自己点検・評価の客観性・信頼性を向上させる取組として、評価できると考える。

2. 法人経営に係わる業務

法人経営の方針、大学改革の方向性、基本戦略の企画、業務計画と進捗管理、などに関して、全て適切に遂行されている。下記の重要会議への出席に基づいて監事意見を要約する。

① 政策調整会議（熊本大学政策調整会議規則）

年間 43 回開催され、本学の業務全般にわたる重要案件に関して、執行部（理事、役員）及び事務部門幹部を交えて密度の高い討議が行われ、基本的方向性が確立されている。主要事項に関しては複数回の討議が重ねられ、業務運営の円滑な遂行のために多角的・多面的な検討が加えられ、幹部間での意思疎通及び合意形成の努力が払われている。学内での主要会議に上程される全ての重要案件について実務的側面から検討が重ねられ、大学機能強化に関連するガバナンス改革を推進するための基盤となっている。来年度から運営される「大学戦略会議」との間での位置づけが検討されると思う。

② 学長選考会議（熊本大学学長選考会議規則、熊本大学学長選考規則）

委員相互間で率直な意見交換が行われており、外部状況の変動を考慮しつつ、大学のガバナンス改革の方向性に関する合意形成への努力が払われている。

【学長リーダーシップ強化 ⇔ 学長選考会議による学長業績評価】

第一回：平成 26 年 6 月 12 日 学長選考実施計画の確定

第二回：平成 26 年 9 月 12 日 意向聴取候補者の選考

第三回：平成 26 年 9 月 30 日 学長候補者の選考・決定

第四回：平成 26 年 11 月 13 日 委員構成の討議（国立大学法人法等の一部改正）

第五回：平成 27 年 1 月 8 日 委員構成の変更を決定

③ 役員会（熊本大学法人基本規則第 2 節）

年間 17 回開催され、本学の運営に係わる基本事項に関して、複数の学内会議体における実務的討議を経て、役員会において最終的に承認されている。下記に主要事例を示す。

- (a) 第二期中期目標・中期計画の進捗管理及び改定
- (b) 就業規則改正（人事院勧告に伴う給与改定を含む）
- (c) 組織改編
- (d) 財務・会計（決算、予算を含む）
- (e) 実務執行規則類の改定
- (f) 学外諸機関との契約・協定等の締結
- (g) 顕彰・表彰等

④ 経営協議会（熊本大学法人基本規則第 3 節）

年間 6 回開催され、本学の運営方針（教育、研究、社会貢献、人材育成、地域連携、経営基盤）、第二期中期目標・中期計画に基づく年度計画、業務執行の実情及び評価、文部科学省との討議案件、社会状況の変化に適應する大学改革に関する観点、などの基盤的事項について、学外委員からの多様な意見を聴取しつつ、重要事項に関する意志決定が図られている。本年度においては、特に、下記事例に関して活発な討議が行われた。

- (a) 事業報告
- (b) 年度業務計画の進捗報告
- (c) 組織改革（新機構発足、新学部構想、法曹養成研究科）
- (d) 機能強化の取組（研究拠点大学：国際共同拠点の設置、国際化：SGU、地域貢献：COC）
- (e) ガバナンス改革（国立大学法人法等の改正、大学戦略会議の設置）

⑤ 教育研究評議会（熊本大学法人基本規則第 4 節）

年間 11 回開催され、本学の教育及び研究に関する諸事項（下記に主要事例を示す）について、執行部及び委員間で多面的観点からの討議が行われている。教養科目の編成及び実施計画、新学部及び新機構構想、など活発な議論が展開されたことには、本学運営に関する全学的な熱意が感じられる。

- (a) 第二期中期目標・中期計画の進捗
- (b) 年度計画の進捗状況（業務実績報告書）
- (c) 学内諸規則の改正（学校教育法及び国立大学法人法改正、就業規則、その他）
- (d) 組織改革（新機構発足、新学部構想、法曹養成研究科、総合情報統括センター）

- (e) 大学認証評価への対応
- (f) 公的研究費の管理・監査ガイドライン
- ⑥ 部局長等連絡調整会議（熊本大学部局長等連絡調整会議規則）
 - 年間 12 回開催され、本学の業務執行全般に関して、役員会と教育研究組織との間での意見交換に基づいて合意形成が図られている。
 - (a) ミッションの定義
 - (b) 戦略的事業に関する方針
 - (c) 組織体制の改編に関する討議
 - (d) 学校教育法及び国立大学法人法等の改正に関連する諸事項
 - (e) 就業規則等の改正
 - (f) 情報セキュリティ
 - (g) 経営協議会での討議事項
 - (h) 学長選考会議での討議事項
 - (i) 総合企画会議での討議事項
 - (j) 男女共同参画
- ⑦ 総合企画会議（熊本大学総合企画会議規則）
 - 本会議の任務は、【将来計画】【人事・予算の基本方針】【各推進会議の施策の基本方針】【その他学長が必要と認めた事項】に関して企画立案を行うことである。
 - 年間 9 回開催され、執行部から提起された諸案件に関する討議が行われ、業務執行に関する基本的方向性が全部門にわたって共有化されている。
 - (a) 組織体制等の改編
 - 新機構の設置（地域創生推進機構、グローバル推進機構、国際先端医学研究機構、新学部構想）
 - IR 体制の構築（大学情報分析室、ICT 戦略会議）
 - (b) 第二期中期目標・中期計画の進捗
 - (c) 将来像の策定（検討会議、WG、ロードマップ）
 - (d) 第三期中期目標・中期計画の討議
 - (e) 教育研究組織の改編
 - (f) 学校教育法及び国立大学法人法の一部改正
 - (g) 大学の機能強化
 - 大学戦略会議の設置、年俸制・クロスアポイント制等の給与システムの導入、ガバナンス強化
 - (h) 資金管理、間接経費執行計画、概算要求
- ⑧ 医学部附属病院経営戦略委員会
 - 附属病院の経営に関する基本的業務計画は、第二期中期目標・中期計画と連動して簡潔にまとめられている ⇒ 【人事戦略】【経費削減】【経営改善の取組】
 - 病院経営における収支報告、計画の進捗状況および現状の諸課題について、経営に関する諸データが整理、分析され、ベンチマークとしている他大学附属病院でのデータとの比較に基

づいて提示されている。委員間での多面的で真剣な討議により課題解決に向けての具体的方向性が明確化され、経営的観点からの健全性向上への着実な方策が確定されている。

第一回：平成 26 年 6 月 24 日

第二回：平成 26 年 12 月 4 日

第三回：平成 27 年 3 月 18 日

3. 人事管理、組織管理に係わる業務

① 教員の年俸制導入に関する検討

執行部において、年俸制導入について、目標設定、業績評価との連動、財政状況、将来構想などの観点から、討議が進められている。新規公募採用教員への適用、転換希望者の実数把握、財政状況分析などの進展に伴い、基本方針及び施策、具体案提示などの説明資料が整備され、全教員への周知活動が展開される予定である。全教員間での活発な討議により年俸制に関する理解が進み、年俸制適用が拡大して行くことを期待する。

② 新機構の設置

本学の将来像及び第三期中期目標に強く関連している「大学の機能強化」「ガバナンス改革」「グローバル化推進」などの重要課題に適応すべく、文部科学省の支援事業に対して本学の蓄積資産に基づく積極的な企画が提案されてきた。その結果として複数の支援事業が採択され、下記の新機構の設置が決定された。

(a) 「地(知)の拠点整備事業」⇒ 地域創生推進機構(平成 26 年 12 月 1 日)

(b) 国際先端医学研究機構(平成 27 年 4 月 1 日)

(c) 「スーパーグローバル大学創成支援事業」⇒ グローバル推進機構(平成 27 年 3 月 1 日)

本学の将来像を具現化して行くための重要な事業である。新組織の活動により大学機能が強化され、第三期中期目標とも連動して着実に成果が産み出されていくことを期待する。

③ 大学戦略会議の設置

学校教育法、国立大学法人法の一部改正の趣旨であるガバナンス改革に関連して、「大学戦略会議」の設置が構想され、執行部、経営協議会、学長選考会議、部局長等連絡調整会議、教育研究評議会、総合企画会議などの主要会議の場において、広範な討議が行われた。大学の全資源の戦略的活用方針を策定する最重要会議として位置づけられ、平成 27 年度から本格的に運用されることが決定された。機動性の高い判断に基づくガバナンス改革が円滑に進展して行くことを期待する。

④ 法曹養成研究科の方向性

平成 16 年の本研究科設置からの実績データ等 (IR 資料活用) に基づいて、主要会議の場で、社会情勢の変化、法曹界の変遷、熊本県の法曹界の実情、などに関して真剣な討議が重ねられた。本学の実情に関する厳しい認識が共有化された。

⑤ 新学部設置に関する討議

国際環境の変化、国内の教育関連情勢の動向などを考慮して、新学部設置構想についての討議が全学的に進められた。"New Liberal Arts" を基本概念として、本学の将来像とも深く関連させながら討議が深化された。学内 WG での討議、外部コンサルタントからの助言、海

外大学へのヒアリング等に基づいて、教育目標、教育体系とカリキュラムの作成、学科構成、教員配置、などの検討が進められた。並行して、本学の機能強化及びガバナンス改革推進とも関連する全学資源配分について検討が加えられた。平成 26 年 10 月下旬、学長の熟慮の結果による優先順位が判定され、新学部構想の実現については延期とし、継続審議とすることになった。

4. 業務改革等に係わる業務

① ガバナンス改革に関する取組

業務遂行における全学資源の配分（いわゆる、ヒト、モノ、カネ、スペース、時間など）に関して、学長を中心とする執行部により熟慮が重ねられている。課題提起、内部討議、外部環境の判断、具体策の提示、など、学長のリーダーシップの下、学内の主要会議において密度の高い討議が重ねられている。

ガバナンス改革に関する文書がまとめられ、主要会議の場での説明及び討議、合意形成、活動計画が策定されている。（例：大学戦略会議の設置）

② IR 体制の構築（大学情報分析室の設置）

中央教育審議会において IR（Institutional Research）の重要性が指摘され、第二期中期計画においても「大学情報の収集・分析・活用等を機動的に行う部門の創設」が確定されている。平成 26 年 7 月 1 日付けで、学長直轄組織として大学情報分析室が設立された。総合情報統括センターとの協働により、大学情報についての多面的分析に基づく多角的活用が推進されていくと考える。

③ 学校教育法及び国立大学法人法の一部改正に伴う学内諸規則の改正

大学運営に関する基本的法規である両法の一部改正が決定され、平成 27 年 4 月 1 日から施行される。学内諸規則（平成 27 年 1 月時点、熊本大学規則集登録；680 本）の改正作業が全学的に進められている。

④ 男女共同参画

男女共同参画推進基本計画アクションプログラムに基づいて活動が実施されている。

(a) 政策決定過程への女性参画割合に関する目標（例：教授、准教授職位への登用促進）

政策決定過程への女性参画；5.5%（昨年度末 5.5%）

事務系の課長級以上の女性割合；8.1%（昨年度末 8.3%）

平成 26 年 12 月 22 日付けで各部局等の長に対し、女性登用の促進が重ねて要請された。

(b) アクションプログラムの設定と活動成果（例：シンポジウム開催、環境整備）

(c) 女性研究者研究活動支援（例：バッファリングによる女性研究者養成の加速(H22～H26)、H27 年度以降は全学事業として継続）

(d) 日常生活に関連する女性研究者等の支援活動（子育て支援）

一般社団法人大学コンソーシアム熊本と連携して女性研究者支援 WG を主催するなど、熊本県内の女性研究者への活動支援を実施している。男女共同参画推進の意識醸成は着実に進んでいる。

5. 教育、研究に係わる業務

【前項2. 法人経営に係わる業務】【前項3. 人事管理、組織管理に係わる業務】における記述と重なるが、教育研究評議会を含め学内の諸会議体において多角的観点から討議が重ねられている。研究拠点大学としての具体的活動が、大学院先導機構を中心にして活発に展開され、生命科学系、自然科学系、人文科学系における国際共同研究拠点整備事業が進められた。

- (a) 国際先端医学研究拠点施設の開所
- (b) 国際先端科学技術研究拠点施設の開所
- (c) 人文社会科学系国際共同研究拠点の活動開始

国際的共同研究の飛躍的発展による教育・研究のグローバル化への対応力強化及び活性化に大いに寄与すると考える。新機構の設置による下記事業との相乗的発展が強く期待される。

- (d) SGU 事業
- (e) COC 事業
- (f) 地域連携事業

一方で、海外からの研究者招聘及び留学生の生活支援に関する諸課題が（居住環境、子弟教育、食生活、日常生活全般支援）が強く認識されつつあり、政府、地方自治体、近隣大学、民間企業、などとの広範な協力体制の確立が急務であることが共有化されている。

6. 地域連携活動

「地(知)の拠点整備事業(COC)ー活力ある地域社会を共に創る火の国人材育成事業」が採択され、地域創生推進機構が設置された。産官学連携の活性化により地域志向型の事業が更に飛躍して行くと考えられる。

- ① 政策創造研究教育センター
 - (a) 地域マネジメント人材の育成（例；自治体との交流協定締結）
 - (b) 国際連携（例；国際ガバナンス会議を熊本市と共同開催）
 - (c) 地域づくり交流会（自治体職員、地域コミュニティメンバーを対象として、地域マネジメントを担う人材育成、ネットワーク構築、地域創生事例の討議）
 - (d) 熊本大学政策フォーラム（例；くまもと都市戦略会議への参画）
 - (e) 自治体職員の受入（熊本市職員の継続的受入、菊池市職員の新規受入）
 - (f) 公開講座
 - 26年度開講講座数；12 ⇒ 27年度開講講座予定数；11（今後追加予定）
 - ほか、「知のフロンティア」（無料講演会）として、自治体等と連携し、「健康づくり」「交通政策」「防災」「紛争解決」等の多様な内容で実施
 - (g) テレビ・ラジオ講座
 - テレビ講座；「わかる楽しいやめになる熊大チャンネル」種々のテーマで6回放送
 - ラジオ講座；「FMK Morning Glory ヒューマン・ラボ知的冒険の旅」種々のテーマで12回放送

(h) 授業開放

25年度後期授業開放科目数；47 ⇒ 26年度後期授業開放科目数；113

26年度前期授業開放科目数；33 ⇒ 27年度前期授業開放科目数；66

② 一般社団法人大学コンソーシアム熊本

(a) 企画・運営委員会（トビタテ！留学JAPANへの参画）

(b) 学生教育部会

- ・進学ガイダンスセミナー実施委員会（進学ガイダンスセミナー開催）
- ・インターンシップ運営委員会（インターンシップ実施）
- ・SD委員会（加盟大学職員を対象として、主任・管理職研修、中堅職員研修、中堅職員フォローアップ研修、経理担当者交流会、人事労務管理担当者交流会を実施）
- ・学生交流推進委員会（江津湖湧水清掃活動、まちなかクリーン大作戦、熊本暮らし人祭り「みずあかり」等ボランティア活動等）

(c) 産学連携部会（留学生のための就職セミナー、東アジア留学生(行政職員)インターンシップ実施、留学生交流等拠点設置支援事業、市営住宅への入退去管理等）

(d) 地域創造部会（医療福祉地域連携事業、地域行事・イベントへの参加、キャンパスパレアへの参画、熊本県男女共同参画受託調査事業）

(e) 教員免許状更新講習事業部会（教員免許状更新講習事業）

③ 公立図書館等との連携（例；県立美術館等への貴重資料の貸出 ⇒ 展覧会での一般公開）

④ 貴重資料展（平成26年11月「誓いを立てる武士たち 細川家血判起請文の世界」開催）

7. 財務、予算、会計に係わる業務

平成26年度熊本大学監事監査計画に基づき、重要な決裁書類（文書）の閲覧、月次試算表の閲覧及び意見の聴取を行った。また、会計監査人と緊密な連携を保つため、定期的な面談を行い積極的に意見及び情報の交換を行った。

臨時監査に関しては、【後項 III. 臨時監査 3. 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン改正に伴う本学の対応状況に関する監査】に記述する。

なお、平成25年度に実施した臨時監査項目についてフォローアップを行い、下記指摘事項の対応状況を確認した。

① 部局における預り金の現状把握について

教育学部事務ユニット（各附属学校）、マーケティング推進部国際戦略ユニット（国際交流会館）で保管・管理されている預金通帳の取扱いについて、以下の点を指摘した。

- (a) 預金通帳の名義を所属の代表者に統一する。
- (b) 保管・管理する通帳の出納記録及び証憑を整理・保管する。
- (c) 通帳と印鑑の管理責任を分割する。
- (d) 定期的に所属責任者による検査を実施する。

フォローアップの結果、教育学部事務ユニット（各附属学校）、マーケティング推進部国際戦略ユニット（国際交流会館）において、臨時監査の指摘を踏まえた、預り金取扱い要項が作成され、適正な管理が行われていることを確認した。

② 物品購入等に関する発注について

教育研究推進部、契約ユニット、人文社会科学系事務ユニット（文学部及び永青文庫研究センター事務担当）における出版契約について、下記事項を指摘した。

- (a) 50 万円以上の物品購入等に係る発注について、教員に対する規則の周知方法（広報・告知）並びに認識自覚（教育・訓練）の方法を具体的に検討すべきである
- (b) 出版契約について、その形態を調査した上で、最適な事務処理手順を大学として明確にすべきである

フォローアップの結果、臨時監査の指摘を踏まえた、以下の対応が取られていることを確認した。

(a) 広報・告知

「発注から納品検収までの事務フロー」等を平成 26 年度新任・転任教員に研修した。啓発チラシを全教職員へ配布するとともにポスターを部局等掲示板へ掲示している。

(b) 教育・訓練

平成 26 年度会計実務研修を実施した。

未受講者、異動に伴う新たな対象者に対しては、平成 27、28 年度に実施予定である。

(c) 出版契約の事務処理手順

運営基盤管理部財務ユニットがマーケティング推進部及び教育研究推進部契約ユニットと連携して、出版契約に関する最適な事務処理手順を検討し、出版における事務処理フロー等を会計執務参考書に掲載するとともにホームページに公表している。

8. 施設に係わる業務

文部科学省が定める第 3 次国立大学法人等施設整備 5 カ年計画（平成 23～27 年度）に基づいて、キャンパスマスタープランによる整備計画の策定・充実、システム改革による施設マネジメントの効率化が着実に実行されている。

【キャンパス整備の優先的課題】【スペースの有効活用】【施設の維持管理】【省エネルギー】【多様な財源活用】をコンセプトとして、年度計画が具体化され展開されている。

- (a) 施設の耐震化（建物の耐震化；平成 27 年度完了、非構造部材の耐震化；平成 27 年度完了）
- (b) ライフラインの点検・更新（電気、通信、給排水、ガス）
- (c) キャンパス整備の優先課題と整備計画
- (d) 施設、土地の有効活用（共用スペース、空室の有効活用）
共用スペースの利用状況のモニター（申請書 ⇄ 利用報告書）；利用率 95%
全室使用実態調査及び現地調査 ⇒ 未使用室に関する改善通知により 29 室が改善された
- (e) 施設の適正な維持管理（部局管理による早期発見・修繕、予防保全、コスト低減）
2 件の施設に関して教職員及び学生を対象に建物満足度調査 ⇒ 満足度 86%、84%
工事完了後のフォローアップ調査が 20 件実施された ⇒ 6 件指摘、対処
- (f) 省エネルギー（キャンパス毎に設置された省エネ委員会による省エネ活動、電力デマンド等計測システム整備）
- (g) 防災・防火管理（体制整備；規則、マニュアル、組織編成、管理計画、点検・整備、訓練）

施設管理に関する多様な業務に対応できる専門技術者・技能者の確保・育成については、専門職としての認定及び処遇が整備され、モチベーション向上に結びついている。

本年度は、既存施設の耐震化、国際共同研究拠点施設の新設、ライフラインの更新、などが着実に実施された。

熊本大学環境報告書「えこあくと 2014」が、第 18 回環境コミュニケーション大賞（主催；環境省、その他）の環境報告書部門において「環境配慮促進法特定事業者賞」を受賞した。3 年連続受賞の事実は、「環境モデルエコ・キャンパス」の発展に向けて本学が地域社会とも連携しつつ、努力を傾注してきたことの実証として、高く評価できることと考える。

平成 27 年度は第二期中期計画の最終であり総括的検討を踏まえて、第三期中期目標の策定が重要となる。その中で、多様な財源活用については、全学的協力体制の下で関係諸機関に対する地道な活動を強化することが要請される。

9. 医学部附属病院に係わる業務

① 新外来診療棟の稼働開始

平成 26 年 9 月 17 日、新外来診療棟の稼働が開始された。運営状況に関する諸データが収集、解析されつつあり、外来患者に対する総合的機能の増強がなされると思う。

地域医療連携活動への寄与度も高まって行くと考ええる。

② 総合臨床研究部の設置

平成 26 年 10 月 1 日、総合臨床研究部が設置され、本学の医学基礎研究の成果に基づく臨床研究を推進するための体制整備が進展した。関連部署との連携強化と協働活動により、臨床研究の信頼性向上及び管理体制の拡充が期待される。

③ 病院機能評価

（財）日本医療機能評価機構による更新審査（受審日；平成 26 年 12 月 8～9 日）を受け、指摘を受けた事項の改善計画を策定し、再審査に向けた取り組みを行っている。

（前回受審；平成 20 年 12 月、認定日；平成 21 年 6 月 5 日）

10. 安全衛生管理に係わる業務

① メンタルヘルスに関連して、学内に相談窓口を設置し、相談体制の充実を図っている。並行して、メンタルヘルス対策として、セミナー、研修、面接、などが実施されている。

(a) 一次予防；セルフケアセミナー（黒髪事業場、京町事業場にて開催）

(b) 二次予防；ラインケア研修（係長研修の一環）（長時間勤務者への面接指導）

(c) 職場復帰支援対応；不調者への面接等からの知見を取り込み手順書の改訂を計画

② 薬品管理支援システム（YAKUMO）の拡充・整備が進められた。

(a) YAKUMO 操作説明会

(b) 化学物質取扱グループに対する啓蒙活動の強化

(c) 研究室への立ち入り検査（3 年間かけて化学物質を取り扱う全研究室）

(d) YAKUMO への登録率 100%を目標として、システムカスタマイズを実施

⇒ 平成 27 年 4 月；テスト導入、平成 27 年 6 月；全学導入予定

- ③ 自然科学研究科附属減災型社会システム実践研究教育センターが中心となり、熊本県との共同調査・研究が行われている。（研究報告が 3 月に予定されている）
 - (a) 河川の氾濫予測に基づく住民避難経路の選定、避難誘導の手法
 - (b) 深夜の突発的豪雨などにおける避難勧告、指示及び予防的避難の手法
 - (c) 自主防災組織の結成を促進するための対策
 - (d) 球磨川流域・人吉市街部における減災対策（ソフト対策）
 - (e) 九州の防災拠点

熊本県内 4 大学、熊本県、熊本市と連携して、共同教育プログラム「減災型地域社会のリーダー養成プログラム」が実施され、災害時に主導的な対応ができる人材育成を図っている。日本防災士機構から防災士養成研修実施法人としての認可を受けた。

11. 法令遵守に係わる業務

- ① 危機管理マニュアル；ホームページの更新（平成 27 年 2 月）
- ② 不正防止体制の確立

研究不正防止体制の確立に向けて、学内の関係規則の制定及び改正等が実施された。教職員及び研究者に対する説明会が複数回行われた。また、アンケート調査による実務的観点からの意識調査が実施された。研究活動に関して倫理面での意識は高いが、実務運営規則についての理解度を高めること、教職員間の相互サポートを向上させることの重要性が判明した。一連の活動結果に基づいて部局長とのヒアリングが実施され、規則等の改正を含めて不正防止体制の更なる整備を行うことが決定されている。

- ③ 研究費使用及び研究活動に関わるハンドブックが作成され、配布される予定である。また、文書の剽窃チェックソフトウェアが平成 26 年 10 月に導入され、試行的に運用されている。全学的に活用されて行くことにより法令遵守体制の向上に寄与すると思う。

III. 臨時監査結果

1. 職員研修に関する監査（平成 26 年 9 月～10 月）

職員研修制度は良く構成され、運営されている。新入職員の導入教育(3ヶ月間)の内容は密度が濃く、充実しており、大きな改善と効果が達成できている。

階層・職位別研修も基本的に良く計画・運営されており、拡充を期待する。

⇒ 【異動-OJT】による業務スキルの経験的成長に頼るだけではなく、組織としての中長期目標に連動した研修プログラムの拡充、及び、職員に要請される **role model** が明示されることが重要だと考える。**Generalist vs Specialist** の調和性を考慮しつつ、中堅職員のキャリアパス形成について組織的対応を展開して行くことが重要だと思う。

業務内容がグローバル化・複雑化して行く中で法令遵守の範囲は拡大する。違反・事故発生後の対症療法的手法では本学の危機対応能力に関する信頼性喪失のリスクが高くなる。

対象業務範囲が多岐多様にわたるので総合的・網羅的な法令遵守研修および管理体制構築は難しい課題ではある。

⇒ 大学の業務全般に関してハザードマップ的観点からのリスク分野の再点検・把握・分析、及び、初動対応策等の検討を行い、リスクと法令遵守に関する全学的周知を図る活動を継続する。(例：研究活動における不正行為防止、利益相反、化学物質管理、安全保障輸出管理、実験動物等管理、放射線管理、作業安全・環境管理、実験廃棄物等管理、特定設備機器類管理、ハラスメント防止、など)

2. 知的財産権に関する監査（平成 26 年 11 月）

「熊本大学知的財産に係わる戦略企画の強化策」（平成 24 年 3 月 30 日）を基本方針として、熊本大学職務発明規則等に基づき運営・管理されている。法令遵守に係わる活動強化及び管理体制整備が多岐にわたる分野において必要であり、大学全体として取り組むべき重要課題と認識されている。(安全保障輸出管理、利益相反、共同契約管理、その他)

知財権の維持推進費用に関しては財政的制約がある。技術移転の可能性には不確定要因が多く、知財権からの収入は安定的には期待できない。知財権を活用して大学主体でベンチャー企業を設立し事業化を進めることは難しいと思う。ライセンス収入は、近年、平均的には 20～30(百万円)で推移しており、人件費を除くと若干の黒字である。知財権が大学の安定的収入源になり得るかについてはやや否定的である。研究成果の社会還元観点から、研究者に対する意識付けとしては有効であると考え。企業等との共同研究の推進のためには知財権は重要である。

産学官連携推進に係わる利益相反についての基本政策が定められており、ハンドブック/パンフレットが教職員に配布されている。利益相反検討委員会が設置されており、該当案件の発生時に情報収集・分析・討議を経て、利益相反の有無を判定している。生命科学研究部門においては「臨床研究に関する利益相反」の管理体制等を強化している。

知財担当 **specialist** の育成に努力している。語学力を兼ね備えた知財専門家(URA)の確保が重要であるが、九州地区における人材難が大きな課題である。研究分野に精通した **coordinator** の拡充が重要と認識しており、キャリアパスを検討すべきと考える。(特許案件の発掘活動促進)

特許出願を活発に実施している部局は下記の通りであり、本学における研究機能の「強み」の一端を例示していると思う。

- (a) 先進マグネシウム国際研究センター
- (b) パルスパワー科学研究所
- (c) 大学院自然科学研究科(工；物質生命化学、複合新領域科学、人間環境情報)
- (d) 大学院生命科学研究部(薬；製剤設計 ⇒ アカデミア創薬)
- (e) 発生医学研究所

3. 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン改正に伴う本学の対応状況に関する監査（平成 26 年 9 月～平成 27 年 3 月）

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン改正」により、本学の不正防止体制の構築が強く求められていることから、その実施状況について改正に即した内容が構築されているか等の観点から監査を実施した。

監査に当たっては、「体制整備等の自己評価チェックリスト」の各項目に関する本学の対応状況を調査する方法で行った。

公的研究費の不正防止の体制整備については、新日本有限責任監査法人の支援を受け、事前の不正防止体制の構築、コンプライアンス教育の実施、恒常的な組織的牽制機能の充実・強化、及びモニタリングの強化の観点から全学的な取組みが成されており、公正な研究活動及び公正な研究費の執行を推進する新体制が構築されるとともに会計規則等の必要な改正も行われている。

監査の結果、本学の取組みは不正防止体制の構築に効果があるものと判断した。なお、監事意見として、構成員と業者の癒着を防止する体制づくり、及び予算の執行状況の把握・分析、調達データの分析結果を活用し、実効性あるリスクアプローチ監査体制の構築に努力して頂くよう要望を付している。

IV. 学長との定期面談

平成 26 年下半期から「学長－監事の定期面談」を 3 ヶ月毎に実施し、大学運営に関する諸事項について、率直な意見交換をしている。

1. 第一回；平成 26 年 11 月 11 日

- ① 職員のキャリア研修に関する監査報告
- ② 本学規則等の改正（学校教育法及び国立大学法人法等の一部改正）
- ③ 部局長等からの学長/副学長への定期面談による業務実績報告の検討
- ④ 責任・権限体系（学長、学長選考会議、経営協議会、役員会、評議会、大学戦略会議）
- ⑤ 教授会議事録と報告体制
- ⑥ 学長選考会議及び監事機能の強化

2. 第二回：平成 27 年 2 月 12 日

- ① 知的財産権に関する監査報告
- ② 情報セキュリティ
- ③ 監事機能の強化
- ④ 教科書執筆に関するヒアリング(教育学部)

V. 付記

「国立大学法人法」が改正され平成 27 年 4 月 1 日から施行される。監査機能の強化に関して、第 11 条に複数の項目が新たに追加された。（下記に主要項目を抜粋）

第 11 条第 4 項

監事は文部科学省令で定めるところにより、監査報告書を作成しなければならない。

第 11 条第 6 項

監事は、国立大学法人がこの法律又は準用通則法の規定による認可、承認、認定及び届出に係わる書類並びに報告書その他の文部科学省令で定める書類を文部科学大臣に提出しようとするときは、これらの書類を調査しなければならない。

第 11 条の 2

監事は、役員が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又はこの法律若しくは他の法令に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を学長に報告するとともに、文部科学大臣に報告しなければならない。

1. 国立大学法人法第 11 条第 6 項の規定に従って、本学における業務全般を実務的に遅滞なく履行するための体制整備、実務規則等の見直しが必要と考える。
2. 「熊本大学監事監査規則」第 19 条の規定は大学における業務運営の実態とは符合していない。本件は国立大学法人法第 11 条の 2 とも関連してくるので重要検討課題である。

第 19 条（事故又は異例の事態の監事への報告）

業務上の事故又は異例の事態が発生したときは、関係職員は速やかにその旨を口頭又は文書で監事に報告しなければならない。

- ① 第 19 条の規定は、大学の役員及び教職員に対する周知徹底を強化されたい。
- ② 熊本大学の諸規則には、第 19 条に対応した大学の諸規則全般との整合性を考慮しつつ、「業務上の事故」「異例の事態」の定義を明確化し、適用範囲を再検討すべきと考える。
- ③ 「大学法人法第 11 条の 2」に規定された、役員の不正行為に関して、監事から学長及び文部科学大臣への報告義務についても、実務運営上の体制整備が必要である。
- ④ 監事の責任範囲について監事活動の実態（業務支援体制及び遂行力など）と関連して十分に検討される必要がある。